

財務省告示第八十四号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成十五年二月二十五日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年三月七日

財務大臣 塩川 正十郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（五年）（第二十四  
回）  
二 発行の根拠  
財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び財政  
融資資金特別会計法（昭和二十  
六年法律第一百一号）第十一条第  
一項並びに国債整理基金特別会  
計法（明治三十九年法律第六号）  
第五条ノ二

三 振替法の適用等  
社債等の振替に関する法律（平  
成十三年法律第七十五号）以下  
「振替法」という。の規定の適  
用を受けるものとし、その振替

四 発行方法  
機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、価格競争入札におい  
て定められた利率をその利率と  
し、価格競争入札において募入  
の決定を受けた各申込みの応募  
価格を募入額により加重平均し  
て得られる価格をその発行価格  
とするものによる発行（以下「  
非競争入札発行」という。）

五 募入決定の



十一 発行 日  
 十一 発行 価格  
 イ 価格競争  
 口 入札発行  
 非競争入  
 札発行  
 十二 利率  
 十三 経過 利率  
 の 払込 込み

する。  
 平成十五年二月二十五日

額面金額百円につき百円五銭以  
 上のそれぞれの応募価格  
 額面金額百円につき百円六銭

年〇・三パーセント  
 募入決定の通知を受けた者  
 は、払込金額に加え、次の算  
 式により算出した金額を第二  
 十号に規定する期日に払い込  
 むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.3}{100} \times \frac{67}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に  
 係る所得税が源泉徴収される  
 ものとして振替口座簿中の口  
 座に記載又は記録されるもの  
 については、前記(一)の算式に  
 算出した金額から当該金額に  
 算出した金額から当該金額(た  
 だし、当該国債を発行時におい  
 て取得する者が非居住者又は  
 外国法人である場合には、前記  
 (一)の算式により算出した金額  
 に当該非居住者又は外国法人  
 が適用を受ける所得税の税率  
 を乗じた金額)を控除すること  
 ができる。

十四 初期 利率

平成十五年六月二十日を支払期  
 とし、次の算式により算出した  
 金額を支払う。ただし、支払期  
 が銀行休業日に当たるときは、  
 その翌営業日に支払う(以下、

二十 十九 十八 十七 十六 十五  
 払 者 入 払 元 償 償 後 第  
 込 者 札 場 利 還 還 の 二  
 期 参 所 金 金 期 利 期  
 日 加 支 額 限 子 以

次号及び第十六号において規定  
 する期日について同じ。

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.3 \times 1}{100 \times 2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十  
 日を支払期とし、各支払期にお  
 いて、その日以前六月間に属す  
 る利子を支払う。  
 平成十九年十二月二十日  
 額面金額百円につき百円  
 日本銀行  
 財務大臣から通知を受けた者  
 平成十五年二月二十五日